

## 2008 年度 IVY 法律勉強会

### 最上法律勉強会まとめ

2008 年 11 月 20 日（於新庄市ゆめりあ）

#### 1. 借金の整理法（最上で受ける相談の 7 割）

現代は、知らないうちにお金を借りてしまう社会。カード会社のキャッシングも消費者金融の一つなので、貸金業法、出資法、利息制限法の適用を受ける。

債務整理で重要なのは、早期発見、早期治療。返済が自分の収入の範囲で困難になったら重症。

#### ●クレジットカード

これまでは、銀行系カードによるキャッシング金利は翌月一括払いの場合、年利 27～28%、リボルビング払いの場合は年利 13～18%くらいだったが、新貸金業法により 2009 年 12 月末頃から出資法の上限金利が引き下げられることになったため、キャッシング金利を利息制限法の制限金利（年 15～20%）以下に引き下げる銀行系、信販系、流通系カード会社が増えている。

\*キャッシング：クレジットカードで現金を借りること。

カード管理に常に気を配ろう！

- ① カード会員規約をよく読み、内容を理解する。
- ② カードの数は少なめにし、不必要なカードは持たない
- ③ 他人に貸したり担保にしたりしない
- ④ 紛失・盗難に気をつける
- ⑤ 支払日、利用限度額を忘れない
- ⑥ 伝票を確認し、保存しておくこと。後日届く請求書と伝票を照合しチェックする
- ⑦ 常に現在の支払額（負債額）を確認しておく

#### ●ローン（消費者金融）

全国各地で過払い金返還請求が急増し、サラ金大手四社（アイフル、アコム、プロミス、武富士）でも赤字転落する状況にもかかわらず、多くのサラ金はいまだに年 25～29.2%のグレーゾーン金利で営業。

#### ●借金整理法（外国人も同じ）

返す方法と返さない方法がある。

- ① 返さない：支払期限を延期してもらう
- A 自己破産：破産と免責両方認められないと意味がない（免責にならない人は全体の約

1%)

\*自己破産による制限（不利益）

手続き開始時に保有している財産の管理処分権喪失／居住制限／資格制限（免責許可決定まで）／消費者信用取引の制限（5～7年）／免責許可決定を受けてから7年間は免責許可決定を受けられない／信用情報機関に10年間掲載される等

\*同時破産廃止（同時廃止）：個人の自己破産申し立て事件の90%以上

債務者の財産が少なく破産手続きの費用すら出ない場合、破産手続きを進めても意味がないので、破産手続きの開始決定と同時に、破産管財人を選任せず、破産手続きを終結すること。裁判所に納める予納金も2万円くらいですむ。申し立てから決定まで約1カ月半～2カ月かかる。

この場合、財産管理処分権も喪失せず（100万円以下の不動産、初年度登録から7年目以降の車は所持可能）、居住制限など自由の拘束もない。

B 個人再生：一部返済する方法。どんな理由でもできた債務でもよい。

住宅ローンを抱えていて、住宅を維持したい人は「住宅ローン特別条項」が利用可能。  
利用条件：負債総額が5000万円以下の個人で、将来一定の収入を得る見込みのある個人  
方法：利息制限法に基づき引き直し計算をした後の残元本を一部カットする再生計画案が裁判所に認可され、債務者がこの再生計画案にしたがって返済を完了すれば、残元本の一部が免除される。

ただし、個人再生手続きでは、自己破産手続きで債権者に配当される配当額（債務の5分の1）を上回る金額を原則3年間、債務者の収入の中から債権者に返済しなければならない。

\*自己破産と違い、制限（不利益）を受けない。

② 返す

A任意整理：裁判所などの公的機関を利用せず、私的に業者と話し合い、合意により集団的に債務整理すること。本人では業者がなかなか応じてくれないので、弁護士や司法書士に委任した方がよい。

債務調査→債務確定→整理案（弁済案）の作成→業者との交渉→整理案に対する業者の同意→弁済の開始

\*利息制限法に基づいて計算し、残債を確定すること。制限利息超過部分は元本に充当され、元本が完済となった後の過払い金は返還請求できる。

B特定調停：裁判所の調停委員会が、当事者間の斡旋をして、利息制限法を前提に合意を導き解決を図る制度。（裁判所を通じた任意整理）

申立先：相手方（貸金業者）の住所、居所、営業所、事務所などを管轄する簡易裁判所（債権者が複数の場合は一つの裁判所に集中させて行うことも可能）

\*調停調書は確定判決と同じ執行力を付与されるので注意。

**Q. 自己破産したいが、弁護士料を払えない場合、どんな方法があるか。**

A. 法テラスに相談すること。分割払いにできる。あるいは、利息制限法によって計算した結果過払い金が出た場合、そこから払ってもらうこともある。

## 2. 身近な労働法

- ・労働条件通知書のサンプルをみながら、注意点の解説
- ・身元保証は、3年間（最長5年）。業務変更などがあった場合、保証人に通知しておかないと何か問題が発生しても責任を問えない。
- ・試用期間は1～6カ月。試用期間の延長は違法。
- ・雇用と請負：雇用は労働力を提供するもので、会社に従属する。社会保険・労災保険の負担あり。一方、請負は、仕事の完成によって依頼者に支払い義務が発生するが、働く人は独立している。